（法別表第二号の上欄の主務省令で定める不動産特定共同事業）

第八十八条　法別表第二号の上欄の主務省令で定める不動産特定共同事業は、不動産特定共同事業契約（当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第九条の二第一項第一号イ及びロに掲げる要件に該当するものに限る。）に係るもの以外のものとする。

第八十九条・第九十条　（略）

別記　（Ａ４）

様式第二号（第七条関係）

許可申請書

（第一面）

（略）

◎ 資本金又は出資の額（単位：円）

円

◎ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許に関する事項

免許番号	第　号
免許年月日	年　月　日
有効期間	自　年　月　日 至　年　月　日

◎ 法第２条第４項各号の種別

□ １．第１号
□ ２．第２号
□ ３．第３号
□ ４．第４号

◎ 特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、その行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じ、金融商品取引業の登録又は適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項

⑴ 行おうとする不動産特定共同事業の区分

□ １．第一号事業
□ ２．第二号事業又は第四号事業（不動産特定共同事業契約に基づく権利の流通性その他の事情を勘案して第88条で定めるもの）
□ ３．第二号事業又は第四号事業（不動産特定共同事業契約に基づく権利の流通性その他の事情を勘案して第88条で定めるもの以外のもの）

⑵ ①金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条の登録に関する事項　②適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項

登録番号	財務（支）局長（金商） 第　号

管轄財務局等	

◎ 第四号事業（特定勧誘業務のみを行うものを除く。）を行おうとする場合にあっては、金融商品取引法第29条の登録に関する事項

登録番号	財務（支）局長（金商） 第　号

◎ 法第73条第１項各号に規定する事業の種別

□ １．第１号に規定する事業
□ ２．第２号に規定する事業

◎ 第一号事業を行おうとする場合にあっては、特例投資家のみを相手方又は事業参加者とするか否かの別

□ １．特例投資家のみを相手方又は事業参加者とする。　□ ２．特例投資家のみを相手方又は事業参加者としない。

◎ 第三号事業を行おうとする場合にあっては、特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行うものであるか否かの別

□ １．特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行う。
□ ２．特例投資家以外も事業参加者とする特例事業者からの委託を受けて行う。

◎ 電子取引業務を行おうとする場合にあっては、その旨

（略）

（第二面）～（第七面）　（略）

（新設）

第八十八条・第八十九条　（略）

別記　（Ａ４）

様式第二号（第七条関係）

許可申請書

（第一面）

（略）

◎ 資本金又は出資の額（単位：円）

円

◎ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許に関する事項

免許番号	第　号
免許年月日	年　月　日
有効期間	自　年　月　日 至　年　月　日

◎ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条の登録に関する事項

登録番号	財務（支）局長（金商） 第　号

◎ 法第２条第４項各号の種別

□ １．第１号
□ ２．第２号
□ ３．第３号
□ ４．第４号

◎ 法第73条第１項各号に規定する事業の種別

□ １．第１号に規定する事業　□ ２．第２号に規定する事業

◎ 第一号事業を行う場合に、特例投資家のみを相手方又は事業参加者とするか否かの別

□ １．特例投資家のみを相手方又は事業参加者とする。　□ ２．特例投資家のみを相手方又は事業参加者としない。

◎ 第三号事業を行う場合に、特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行うものであるか否かの別

□ １．特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行う。
□ ２．特例投資家以外も事業参加者とする特例事業者からの委託を受けて行う。

◎ 電子取引業務を行う場合にあっては、その旨

（略）

（第二面）～（第七面）　（略）